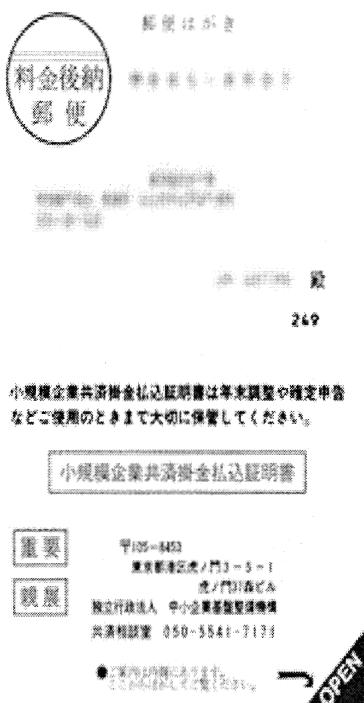


## 小規模

## 『掛金払込証明書』のイメージ



小規模企業共済掛金払込証明書

住 所		
東京都新宿区虎ノ門3-1-1 虎ノ門ヒルズ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-3121		
其　名		
契約年月	支拂契約者番号	賃　金　月　額
H 25年 9月	C D	50,000円
H25年 9月分まで払込済 (払込済済中)		
ただし、今年中の賃金の支拂い済額は、		
(① 月分から	月分まで及び	月分迄は
(② 月分から	月分まで	内
前　納　賃　金 0 円		
上記のほか、平成 24年10月の お払込額 0 円		
平成 25 年 11 月		

平成25年11月  
東京都新宿区虎ノ門3-1-1 虎ノ門ヒルズ  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済相談室 050-5541-3121

OPEN

小規模企業共済掛金の所得控除の証明について  
①契約年月(支拂)と賃金支拂月を記入した場合、小規模企業共済掛金の控除対象となります。  
この証明書は「給付掛金の保険料控除証書」並びに「控除証書」ともいって販売する場合があります。

専用封筒にて販売する場合は、封筒に下記の点に留意ください。

1 この証明書は2ヵ月から3ヵ月毎日本で賃金の支拂月に対する控除額を記載している。

2 本証書は2ヵ月から3ヵ月毎に賃金の支拂月を算出し、支拂額を差し引いて算出している。

3 小規模企業共済の取扱いでは、支拂額を支拂額よりはるかに控除額を算出する。

4 2ヵ月中に支拂が済んでしまったときは、その年の支拂額中の支拂に相当する部分を2ヵ月分の支拂額(支拂C)と算出してください。

5 2ヵ月中に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂は2年4ヶ月分の支拂額が支拂額として算出されます。

6 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が12ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

7 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が13ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

8 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が12ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

9 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が12ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

10 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が12ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

11 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が12ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

12 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が12ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

13 2ヵ月に支拂が済んでしまったとき、2年4ヶ月の支拂額が12ヶ月分の支拂(支拂C)と算出されることがあります。

14 この証明書は、共済料の支拂いをされた方へ、支拂額を算出できます。

15 この証明書は、専用封筒にて販売するので、大切に保管して下さい。

共済相談室 050-5541-3121

- \* 平成 25 年 11 月にお送りした『掛金払込証明書』のイメージです。
- なお、平成 26 年 2 月にお送りする『掛金払込証明書』は、レイアウトが若干異なります。

## 国民年金 (11月発送) 平成25年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書		納付状況の内訳											
被保険者氏名	性別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成25年中(1月1日から9月30日まで)に納付していたいた 国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
証 明 日 平成25年10月1日	印	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
被保険者 平生労働省厚生労働省年金局事務管理課長		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
平成25年中の納付保険料額		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
納付保険料額	納付保険料の証明額	2,222,229円		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
(参考)		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
①見込額	10月1日から12月31日までの 納付が見込まれる保険料額	2,222,229円		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
②合計額	(①納付保険料+②見込額) (②見込額がある場合は)	2,222,229円		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

①「見込額」欄の証明額は、平成25年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。  
 ②「①見込額」は、引き続き年次までに納付された場合の保険料額を表示しています。  
 ③以下の場合は、②見込額+④合計額を表示しております。  
 -他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合  
 -平成26年3月までの保険料を支拂っている場合  
 -保険料の支拂額がある場合 など

○印影の貸与方法等は後日指示する。